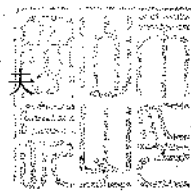


市街地再開発組合の事業計画の変更認可(公告)

都市再開発法(昭和44年法律第38号)第38条第1項の規定により、市街地再開発組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和8年5月1日

岡山市長 大森 雅夫



- 1 組合の名称
岡山市駅前町一丁目2番3番4番地区市街地再開発組合
- 2 事業所の所在地
岡山市北区駅前町一丁目8番18号
- 3 事業施行期間
令和2年8月から令和9年4月まで
- 4 施行地区
岡山市北区駅前町一丁目2番、3番、4番、1050番、1001番の一部、1003番の一部、1007番1の一部、1012番1、1012番2、1012番3、岡山市北区駅前町二丁目1001番の一部、1002番の一部、1005番
- 5 設立認可の年月日
令和2年8月11日
- 6 事業計画の変更認可の年月日
令和8年4月27日